

II 環境施策体制

1 条例・計画

(1) 下関市環境基本条例

本市の環境施策に関する基本的な理念・方針を示し、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法的な枠組みとして、平成 17 年 2 月 13 日に公布・施行されました。

(※条文は資料編に掲載)

(2) 下関市環境審議会条例

本市の環境の保全に関する施策を円滑に推進するため、環境基本法第 44 条の規定に基づき下関市環境審議会を設置しており、審議会の設置及び運営に関して必要な事項を定めるため、平成 17 年 2 月 13 日に公布・施行されました。

(※条文は資料編に掲載)

(3) 下関市環境保全条例

市民の良好な環境を保全するため、市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、その総合的推進を図ることにより、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした条例として、平成 17 年 6 月 29 日に公布、平成 17 年 10 月 1 日に施行されました。

(※条文は資料編に掲載)

(4) 下関市環境基本計画

本市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、平成 19 年 3 月に「下関市環境基本計画」を定めています。以後も、地球温暖化、生物多様性の損失、資源・エネルギー問題、ごみ問題など地球規模で進行する環境問題に継続的に取り組むことが求められており、平成 29 年 3 月に望ましい環境像「地域で育み 未来へつなぐ 自然と歴史が共生する海峡都市 しものせき」を目指す新たな計画を策定しました。新計画策定後、5 年が経過し、社会情勢の急激な変化と、これに伴う環境問題の複雑化・多様化に対応していくため、令和 5 年 3 月に計画の中間見直しを行いました。

(5) 下関市地球温暖化対策実行計画

ア 事務事業編

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられており、市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減等のための措置を策定したものです。

令和 12 (2030) 年度における温室効果ガスの総排出量を平成 25 (2013) 年度(基準年度)比 50.4%削減することを目標としています。また、エネルギー消費量については、エネルギーの種類ごとに 10~50%の削減目標を設定しています。

令和 7 年 3 月に、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)」に準じた取組に改訂しました。

イ 区域施策編

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づき、都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市に計画の策定が義務付けられており、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策を策定したものです。

平成 23 年度に、第 1 次計画として、下関市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)『エコ・アース・Shimonoseki』を策定し、平成 31 年 3 月に第 2 次計画として『クールしものせきアクションプラン 203030』を策定しました。令和 32 (2050) 年までの脱炭素社会の実現が法律に位置付けられたことや、国の温室効果ガス削減目標が更に高くなったことから、令和 4 年 5 月に計画の改訂を行いました。現計画では、令和 12 (2030) 年度における温室効果ガス排出量を、基準年度である平成 25 (2013) 年度に比べて 46%削減するという目標を設定しました。

(6) 下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正処理、生活環境の清潔保持によって、市民の健康で快適な生活を確保することを目的として定められました。平成 17 年 2 月 13 日に公布・施行されました。

(※条文は資料編に掲載)

(7) 下関市環境美化条例

市内全域における飲食物容器等のポイ捨て及び公共の用に供する施設への落書きを禁止行為とすることにより、地域の環境美化の促進を図り、市民の生活環境の向上に資することを目的として、平成17年2月13日に公布・施行されました。更に、指定地区内における屋外の公共の場所での路上喫煙を禁止する条項と、従来の目的に、安全で快適な都市空間の形成を加える改正を行い、平成20年3月28日に公布、平成20年4月1日に施行、罰則規定については平成20年7月1日に施行されました。路上喫煙等禁止地区における路上喫煙の規制対象外であった加熱式たばこを規制対象として追加する改正を行い、令和元年12月19日に公布、令和2年2月1日に施行されました。

(※条文は資料編に掲載)

(8) 下関市ホタル保護条例

下関市環境基本計画にある環境保全の施策として、また、河川環境の指標生物であり「市の虫」に制定されているホタルを保護するため、暫定施行されていた「下関市ほたる保護条例」、「菊川町ほたる保護条例」、「豊田町ホタル保護条例」、「豊浦町ほたる保護条例」、「豊北町ほたる保護条例」を統一し、「下関市ホタル保護条例」を平成23年3月30日に公布、平成23年6月1日に施行されました。本条例では、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、文化財保護法に規定する天然記念物の指定地域を除く豊田総合支所所管区域を特別保護区域に設定することにより、当該区域における工事の届出及びホタル及びカワニナ等の捕獲についての届出を義務化しています。また、文化財保護法に規定する天然記念物の指定地域を除く他の市内全域をホタルの保護区域とし、特別保護区域とともに営利目的によるホタル等の捕獲を禁止しています。これに違反した者は過料に処することとしています。

(※条文は資料編に掲載)

(9) 下関市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を定めることを目的として平成30年3月に策定されました。

循環型社会の形成に向けて、『みんなで取り組む』資源循環都市しものせき～ごみゼロ社会の実現へ～を基本理念とし、市民・事業者・行政の協働・連携による

廃棄物の効率的な収集及び処理などに関する基本的な方針を定めています。

また、生活排水においては衛生処理向上を図るため、集合処理施設の整備、個別処理施設の整備及び啓発指導に関する基本的な方針を定めています。

計画期間を平成30年度から令和9年度までの10年間とし、中間目標年度である令和4年度に中間見直しを実施しました。

(10) 下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例

太陽光発電施設の設置及び管理について必要な基本的事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域環境との調和を図り、もって下関市民の安全な生活及び下関市の環境の保全に寄与することを目的として、令和4年12月21日に公布、令和5年7月1日に施行されました。

(※条文は資料編に掲載)

2 組織

(1) 行政機構

本市では、環境衛生、清掃、環境保全に関する事務を処理するため、環境部環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境施設課の4課体制で業務を行っています。

また、各総合支所の市民生活課に環境衛生係を配置しています。

(※行政組織図は資料編に掲載)

(2) 審議会設置・開催状況

環境部では、環境審議会、廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

ア 下関市環境審議会

令和7年3月31日現在

委員	
藤井 徹生	水産大学校代表
下川 伸也	水産大学校校長
飴山 晶	下関市医師会会長
山本 浩一	山口大学大学院教授
細井 栄嗣	山口大学大学院准教授
鈴木 敦子	山口大学大学院助教
陳 禮俊	山口大学教授
藍川 昌秀	北九州市立大学教授
上野 晋	産業医科大学教授
一瀬 豊日	産業医科大学准教授
菅 正史	下関市立大学教授
村重 慎一郎	下関市立大学准教授
飯田 俊幸	下関市連合自治会運営委員
尾辻 文	下関市連合婦人会事務局長
倉本 喜博	下関市PTA連合会事務局長
荒木 逸治	下関商工会議所工業部会
西島 英敏	下関市商工会会長
神邊 健司	下関青年会議所理事

任期 令和6年7月～令和8年6月

令和6年度は6回開催しました。

イ 下関市廃棄物減量等推進審議会

委員		
菅 正史		下関市立大学教授
小木曾 洋介		東亜大学専任講師
河村 和秀		下関市連合自治会副会長
中野 淳子		生活協同組合コープやまぐち理事
齋藤 祐司		(社)下関青年会議所人材開発室長
西川 ひとみ		下関市連合婦人会副会長
藤本 博美		下関市消費者の会会長
家根内 清美		下関市食生活改善推進協議会会長
魚谷 日出夫		マックスバリュ宮田町店店長
松田 忠吉		松田清掃(株)代表取締役会長
宇原 泰司		下関商工会議所事務局長
江口 祐之		下関市商工会事務局長
中山 淑子		公募委員

任期 令和4年7月～令和6年7月

※役職名は任命時点のもの。

令和6年度は開催しませんでした。

3 公害防止協定

本市では、公害防止及び環境保全の確保のために 39 企業（40 事業所）と協定を締結（令和 7 年 3 月末現在）しています。

【協定締結状況】

事業所名		所在地	業種
(株)ブリヂストン	下関工場	下関市長府港町 3 番 1 号	ゴム製品
(株)シマノ	下関工場	下関市小月小島一丁目 4 番 7 号	自転車部品(機械)
下関三井化学(株)	本社工場	下関市彦島迫町七丁目 1 番 1 号	化学製品
(株)神戸製鋼所	長府製造所	下関市長府港町 14 番 1 号	非鉄
丸一ステンレス鋼管(株)	下関事業所	下関市長府港町 13 番 1 号	鉄鋼
彦島製錬(株)	(本社工場)	下関市彦島西山町一丁目 1 番 1 号	非鉄
林兼産業(株)食品事業部	下関工場	下関市大和町二丁目 4 番 8 号	食料
林兼産業(株)飼料事業部	下関工場	下関市東大和町二丁目 10 番 3 号	飼料
サンセイ(株)	下関工場	下関市彦島本村町三丁目 5 番 1 号	造船(機械)
三菱重工業(株)	下関造船所	下関市彦島江の浦町六丁目 16 番 1 号	造船(機械)
下関南風泊水産団地協同組合		下関市彦島西山町四丁目 13 番 55 号	食料
(株)中冷	(本社工場)	下関市彦島西山町四丁目 10 番 6 号	食料
西日本旅客鉄道(株)中国統括本部	下関総合車両所	下関市幡生宮の下町 1 番 2 号	普通鉄道
(有)エス・エス・メタル	(本社工場)	下関市長府港町 7 番 14 号	非鉄
(株)大津屋	(本社工場)	下関市横野町二丁目 16 番 12 号	食料
下関自動車整備協同組合	長府扇町工場	下関市長府扇町 1 番 53 号	自動車整備
サンデン交通(株) (本社：下関市羽山町 3 番 3 号)	サンデン観光バス(株)	下関市後田町四丁目 4 番 13 号	乗合旅客
	小月営業所	下関市王喜本町四丁目 5 番 1 号	同上
	彦島営業所	下関市彦島塩浜町一丁目 5 番 8 号	同上
	北浦営業所	下関市横野町一丁目 17 番 18 号	同上
	新下関営業所	下関市大字形山 71	同上
キャボットジャパン(株)	下関工場	下関市彦島迫町七丁目 3 番 35 号	無機原料
名城食品(株)	下関工場	下関市長府扇町 4 番 25 号	食料
サン電子工業(株)	下関工場	下関市大字石原字上岡 168	電子機器
下関ハム(株)	(下関工場)	下関市長府扇町 4 番 66 号	食料
吉見安岡蒲鉾協同組合	(汚水処理場)	下関市大字福江字新免 1487 番地	食料
オルネクスジャパン(株)	下関工場	下関市彦島迫町七丁目 4 番 50 号	有機原料
旭洋造船(株)	長府工場	下関市長府港町 8 番 7 号	造船(機械)
下関鍍金(株)	(本社工場)	下関市長府港町 7 番 13 号	電気鍍金
日新リフラテック(株)	(本社工場)	下関市彦島田の首町二丁目 19 番 10 号	耐火物
大東タンクターミナル(株)	六連油槽所	下関市六連郷ノ浦	倉庫業
日清食品(株)	下関工場	下関市小月小島一丁目 1 番 12 号	食料
山口合同ガス(株)	生産供給本部 彦島工場	下関市彦島迫町一丁目 13 番 13 号	ガス
山陽ハイミール(株)	(本社工場)	下関市筋川町 20 番 15 号	飼料
下関バイオマスエナジー合同会社	下関バイオマス発電所	下関市彦島迫町七丁目 3 番 50 号	電力
長府バイオパワー合同会社	長府バイオマス発電所	下関市長府扇町 10 番 52 号	電力
(株)コウミ		下関市長府港町 12 番 6 号	木製容器
西部コンクリート工業(株)		下関市長府扇町 8 番 33 号	窯業
(株)長府製作所	本社工場	下関市長府扇町 2 番 1 号	ボイラ(機械)
(株)日本無線電機サービス社		下関市東大和町一丁目 2 番 14 号	電子機器
山口小野田レミコン(株)		下関市大字石原 12 番地 1	窯業
チヨダウーテ(株)		下関市彦島迫町七丁目 1 番 1 号	耐火物
(株)みなと山口合同新聞社		下関市東大和町一丁目 1 番 7 号	新聞
日本プスネス(株)		下関市武久町二丁目 18 番 6 号	機械